

## 福島大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 19 年 2 月 15 日 学術・教育情報専門委員会決定

平成 24 年 12 月 25 日 情報メディア委員会決定

令和 3 年 3 月 24 日 附属図書館運営委員会決定

改正 平成 24 年 12 月 25 日 平成 29 年 3 月 1 日 令和 3 年 3 月 24 日

(趣旨)

1. この指針は、福島大学（以下「本学」という。）が設置する福島大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用について必要な事項を定めるものである。

(目的)

2. リポジトリは、本学において作成された学術的な教育・研究成果を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて無償で発信・提供することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

3. リポジトリの管理・運用は、福島大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

4. リポジトリに教育・研究成果（以下「コンテンツ」という。）を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
  - (1) 本学の教職員または大学院生として在籍する、または在籍したことがある者
  - (2) 本学の学類やセンター等の各部局、またはそれらを母体とする団体
  - (3) その他、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(登録対象コンテンツ)

5. リポジトリへ登録できるコンテンツは、以下の要件をすべて満たすものとする。
  - (1) 次のいずれかに該当するものであること。
    - ① 4 (1) に掲げた登録者が、本学在籍中に単独もしくは共同で作成したものであること。
    - ② 4 (2) に掲げた登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
    - ③ その他、本学に関わるコンテンツで、本学において登録と公開が適切であると委員会が認めたものであること。
  - (2) 次のいずれかに該当する学術的なコンテンツであること。
    - ① 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、紀要論文等）
    - ② 学位論文（博士論文、修士論文）

- ③報告書（研究成果報告書、調査報告書等）
- ④学会・講演会等資料（会議資料、発表資料等）
- ⑤教育資料（講義資料、教材等）
- ⑥図書（図書の一部を含む）
- ⑦記録等（映像、音声、ソフトウェア等）
- ⑧その他、委員会が目的に合致すると認めたコンテンツ

- (3) 法令上、社会通念上、または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) 学内規定（「国立大学法人福島大学職務発明等規則」等）において問題が生じないものであること。
- (5) その他、公開することについて問題が生じないものであること。

#### （登録）

- 6. 登録者は、所定の手続きにより、コンテンツをリポジトリに登録することができる。登録にあたっては、図書館が登録作業を代行することができる。
- 7. 図書館は、登録されたコンテンツの内容、著作権等の権利関係、公開条件、その他公開に関する支障の有無を調査・確認し、公開の可否を判断するものとする。なお、公開に支障がある場合は、必要に応じて登録者と協議するものとする。

#### （コンテンツの利用）

- 8. 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録されたコンテンツを利用する。
  - (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
  - (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数の者に無料で公開する。
  - (3) 保存及び利用可能性の維持のため、複製・媒体変換を行う。
- 9. 図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの利用について、以下のことを遵守する。
  - (1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
  - (2) ネットワークを通じてコンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

#### （コンテンツの著作権と利用許諾）

- 10. コンテンツの著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、図書館に対し、8. に掲げた利用を無償で許諾する。
- 11. コンテンツの著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、8. に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
- 12. コンテンツの著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、図書館に対し、8. に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- 13. コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの改変及び削除)

14. 登録済みのコンテンツについて、登録者が所定の手続きにより改変を申請し、委員会が承認した場合、図書館は、改変後のコンテンツを別版として登録する。
15. 図書館は、以下の場合に、登録済みのコンテンツを削除することができる。
  - (1) 登録者が所定の手続きにより削除を申請し、委員会が承認した場合
  - (2) 公序良俗に反する場合、盗用・剽窃によることが明らかになった場合、または内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合

(免責事項)

16. 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツを利用することによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

(その他)

17. この指針に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、委員会において協議し、定める。

附 則

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。